



アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

**0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

#### サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③保険金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

現在の積立利率、基準価額などは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類を郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」(年4回)  
\*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降に郵送します。
- 目標値到達による「定額の終身保険への移行」のお知らせ  
\*「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した方のみ、目標値到達時に郵送します。  
\*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回郵送します。
- 「第1保険期間満了のお知らせ」  
\*第1保険期間満了の2か月前を目処に郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。  
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>



この保険商品のご検討に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

#### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

#### その他ご注意ください事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

\*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

**MUFG 三菱UFJ信託銀行**  
フリーダイヤル  
または窓口まで **0120-349-250**  
ご利用時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)  
※電話がつながりましたら、音声ガイダンスに沿って、  
①⇒①③の順に押してください。

[引受保険会社]

**第一フロンティア生命保険株式会社**  
〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1  
大崎ウイズタワー  
第一フロンティア生命  
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>  
お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126**  
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

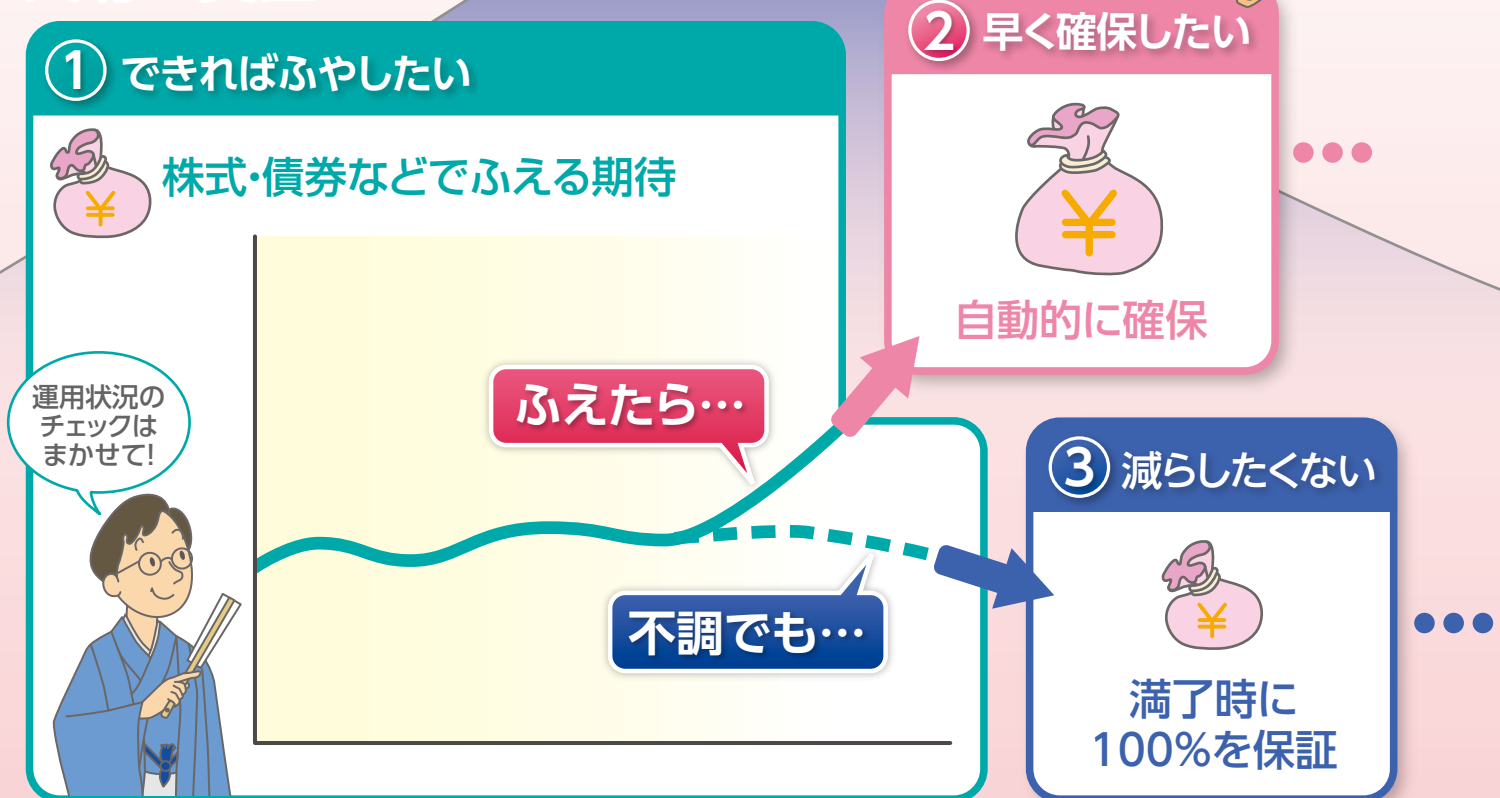
'21年4月版

登B20F0402(2021.2.16) F4501-06 '21年3月作成 リ

# プレミアジャンプ2 ・終身(円建)

積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)

大切な資産だから...



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 株価、債券価格、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

#### 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。  
なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

**MUFG**  
三菱UFJ信託銀行

[引受保険会社]

**第一フロンティア生命**  
第一生命グループ

# 大切な資産だから、「できればふやしたい」「早く確保したい」。もちろん、「満了日の保証」「一生涯保障」も欲しい方へ。

\*「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合

## ステップ1 ご契約時

一時払保険料が  
変額部分と  
定額部分に  
分かります。



## ステップ2 第1保険期間中

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。  
ご契約に適用される積立利率で、確実にふやします。

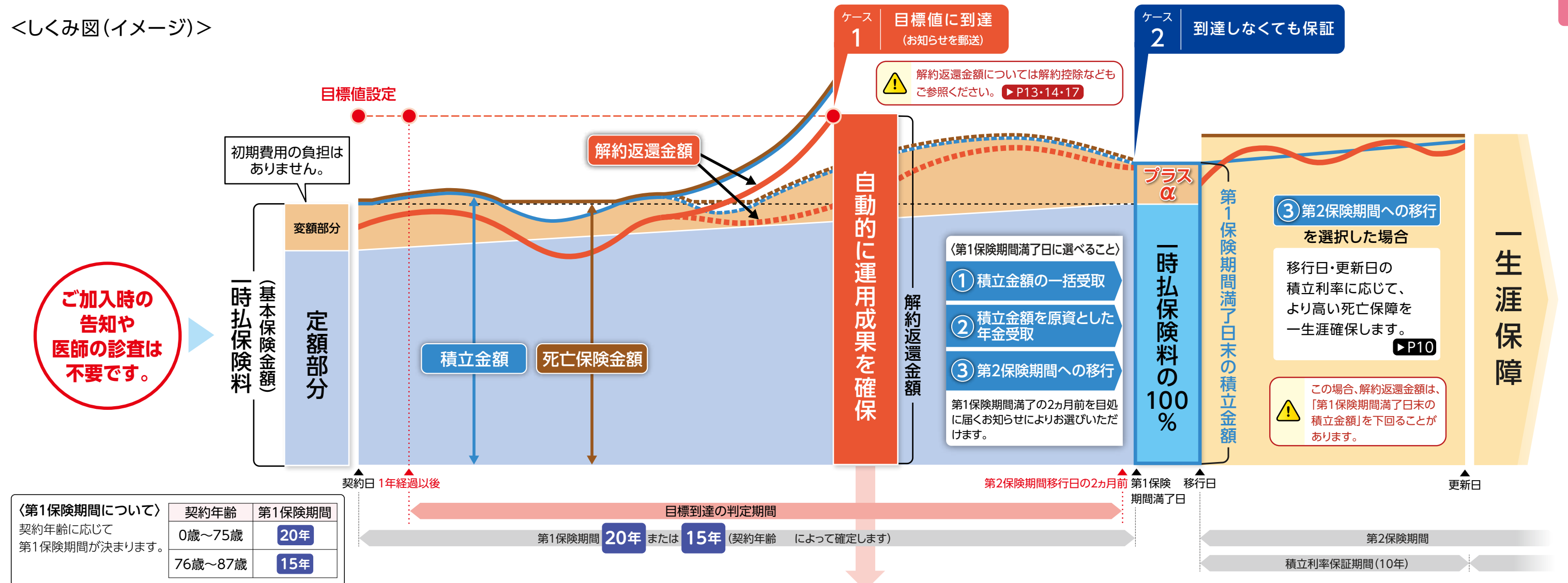
## ステップ3-① (しくみ図 1) 解約返還金額が目標値に到達

自動的に運用成果を確保し、定額の終身保険に移行します。  
⚠️ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。  
目標値は105%または110~200%(10%きざみ)を指定できます。  
例 一時払保険料 1,000万円 × 目標値 110% = 目標金額 1,100万円

## ステップ3-② (しくみ図 2) 第1保険期間満了日

- 定額部分のみで一時払保険料と同額を保証します。
- 変額部分で、プラスαの運用成果が期待できます。

<しくみ図(イメージ)>



\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります。  
\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

用語	説明
契約日	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。
変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
定額部分	一般勘定で運用し、第1保険期間満了日末の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。

定額の終身保険へ移行  
(一括受取・年金受取も可能です) ▶P12

\*契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できる「保険契約者代理特約」を付加できます。▶P11

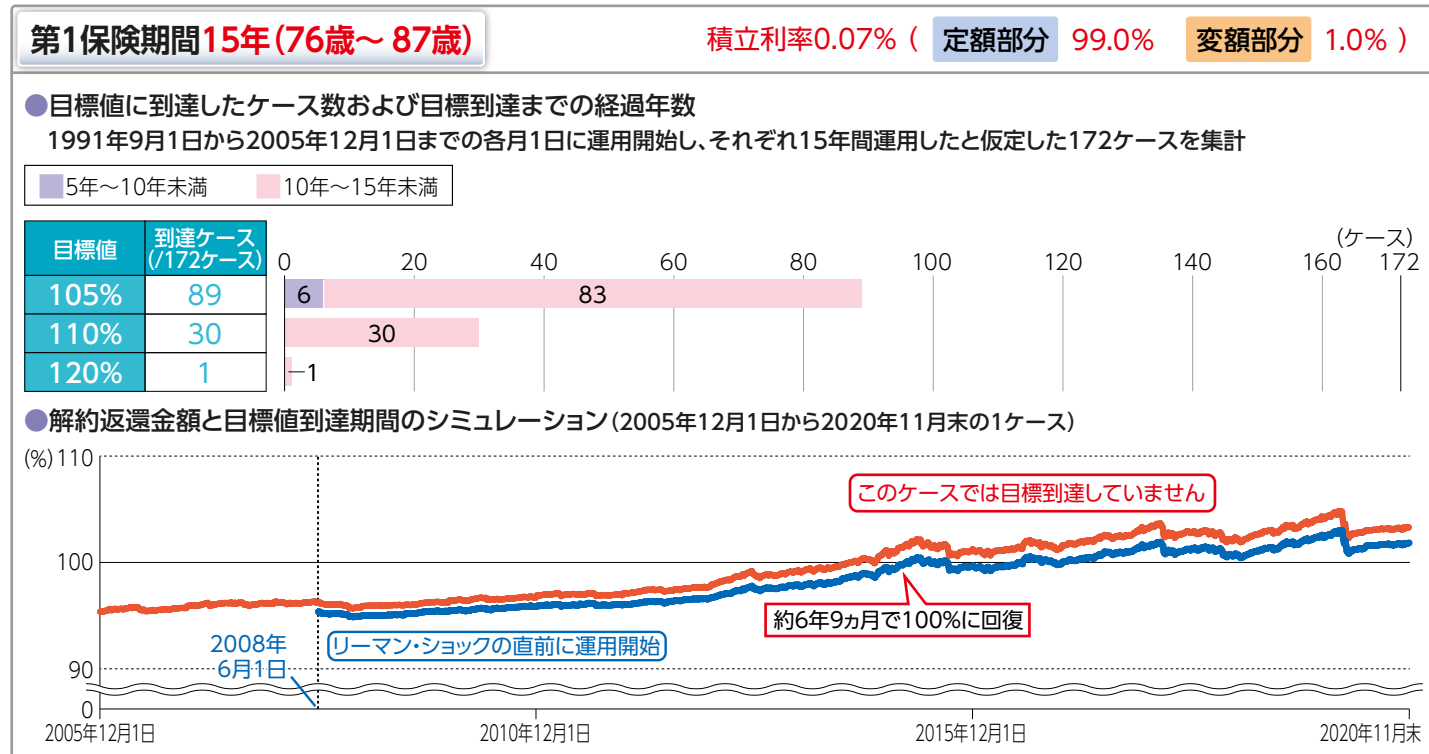
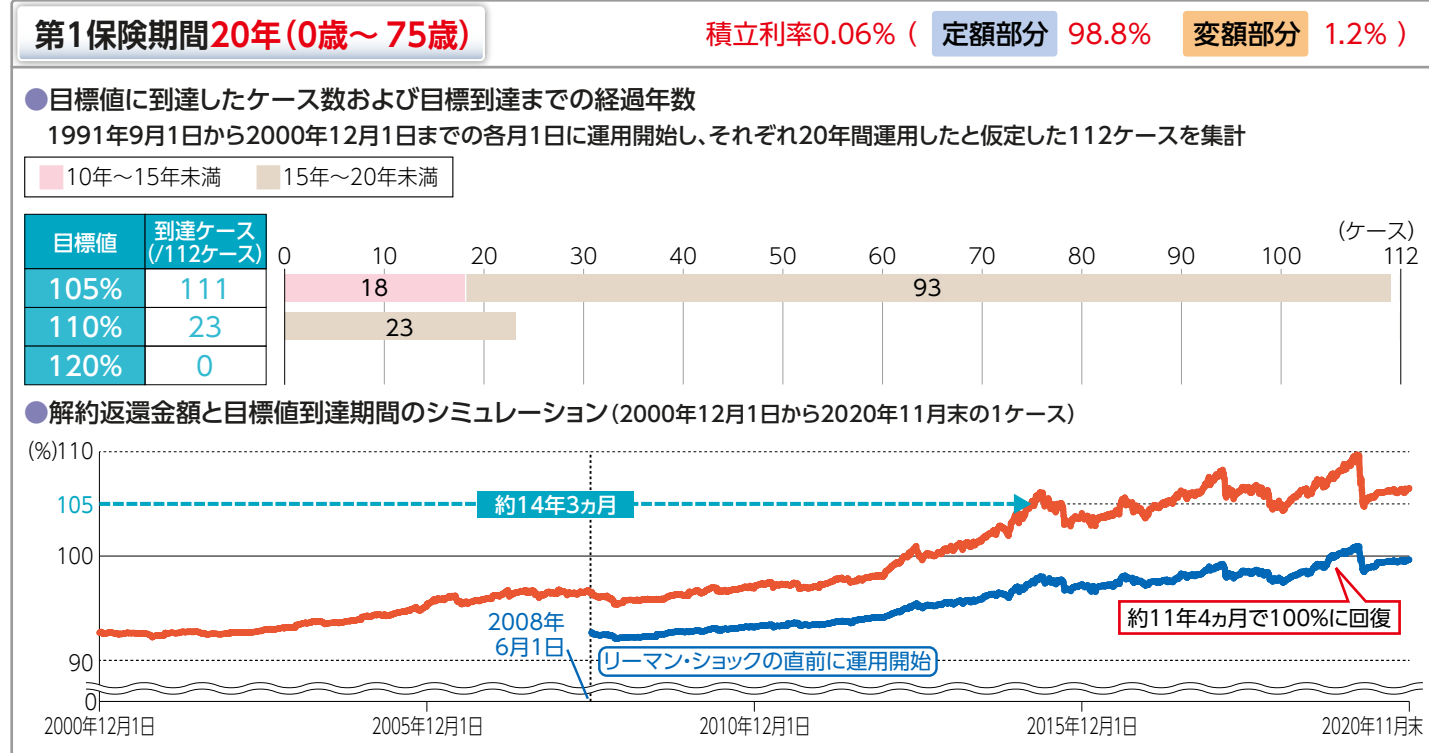
⚠️ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P16~18



# 目標到達シミュレーション

変額部分の資産配分	○先進国株式・先進国債券の一部、新興国債券および国内リートについては、2003年8月から組入れ ○運用会社の判断による調整は加味せず
積立利率	第1保険期間に応じた2020年11月末の国債流通利回りを参考
一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、第1保険期間ごとの全ケースで割合は同じ (小数第2位以下を四捨五入により表示)
目標到達判定期間	契約日の1年経過後から第2保険期間移行日の2ヵ月前まで毎営業日判定
費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮

**!** 目標値に到達したケース数および経過年数は、  
実際の運用成果を表したものではありません、確実性を保証するものではありません。



**!** ○上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
○資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2020年11月末時点の税率(一律10%)で計算しています。

# 定額部分 と 変額部分 の運用のしくみ

**定額部分** ご契約時の利率で確実にふやします。  
この部分のみで、第1保険期間満了時には、一時払保険料と同額を保証します。

**変額部分** **質** と **量** の両面で工夫があります。

**質** 実質的に8つの資産に分散投資

国内株式	先進国株式	新興国株式
国内債券	先進国債券	新興国債券
国内リート	先進国リート	

\*外貨建の投資対象については、対円での為替ヘッジを行います。

**量** 市場環境に応じた最適な資産配分の見直し

原則3ヵ月ごと

一定のルールで自動的に配分を決定

随時

各資産の値動きなどの指標を参考にして、  
運用会社の判断で配分を調整

急な市場環境の変化にも対応します!

\*短期金融資産を活用する場合があります。

**量** 実際の投資金額より大きな金額で運用できるしくみで、積極的に収益の獲得をめざします。

収益および損失を最大で約8倍※にする運用をします。 ※約8倍を上限として毎日見直します。

【例】収益を5倍にする運用をしたイメージ

\*諸費用や税金は考慮しておりません。

このしくみにより、基準価額は大きな価格変動をとまいません。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、それ以上マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

\*特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

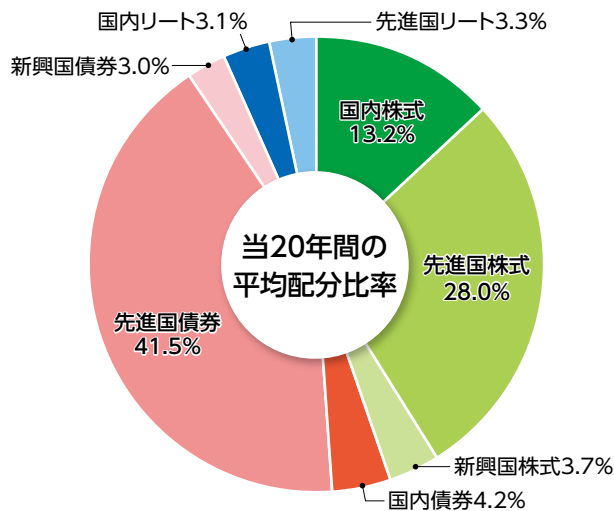
参考

変額部分の各資産の20年間のシミュレーション

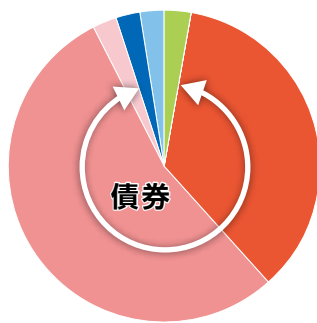
■ 国内株式 ■ 先進国株式 ■ 新興国株式 ■ 国内債券 ■ 先進国債券 ■ 新興国債券 ■ 国内リート ■ 先進国リート

2000年12月1日から2020年11月末まで運用したと仮定

〈配分比率〉



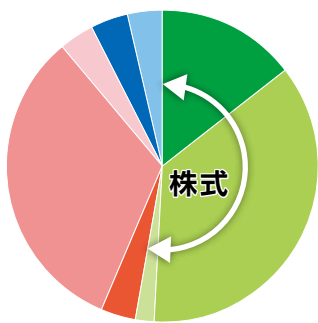
① 2008年12月末の配分比率



① のように

運用環境が思わしくない時は、債券などの配分をふやして安定的な収益の獲得をめざします。

② 2014年12月末の配分比率



② のように

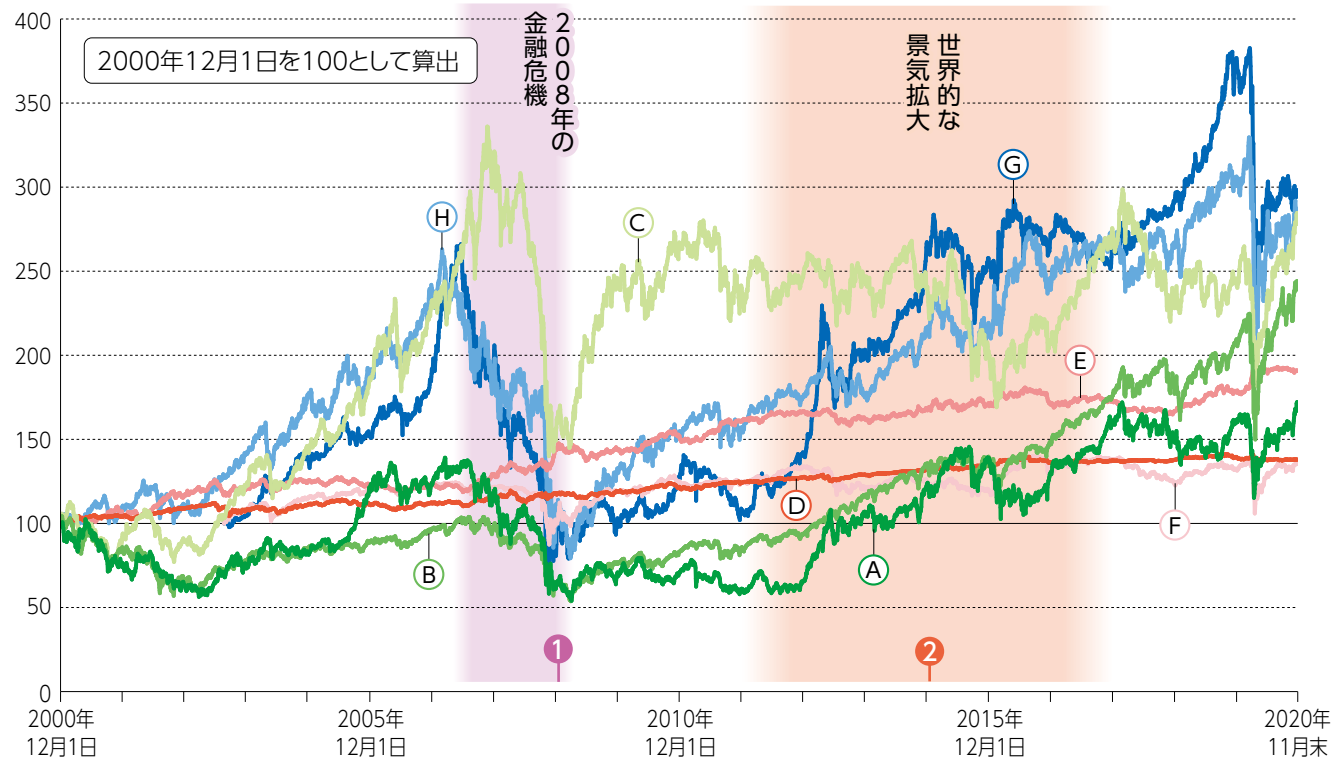
運用環境が良好であれば、株式などの配分をふやして積極的に収益の獲得をめざします。

前提条件

- 先進国株式・先進国債券の一部、新興国債券および国内リートについては、2003年8月から組み入れています。
- 運用会社の判断による調整は加味していません。

〈各対象資産の価格の推移〉

○ A 国内株式 ○ B 米国株式 ○ C 新興国株式 ○ D 国内債券(10年) ○ E 米国債券(10年) ○ F 新興国債券 ○ G 国内リート ○ H 米国リート



\*現地通貨建てでの推移を示しています。各対象資産の内容については▶P15をご参照ください。

⚠ 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ご参考資料 生命保険を活用した3つの相続準備

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数※1

総数:7,224件 うち遺産価額5,000万円以下の割合 約77%  
最高裁判所 令和元年度「司法統計年報」

※1 家庭裁判所の案件のうち、審判で遺産分割が認められた、または、当事者間で合意が成立した件数

遺産分割事件(家事調停・審判)の新受付件数※2

15,842件 (平成7年比約1.6倍)  
最高裁判所 令和元年度「司法統計年報」

※2 家庭裁判所で新たに受付けた遺産分割調停・審判の申立て件数

「相続財産が少ないからめめない」とも限りません

① 遺産分割準備

お金の宛名をつけることができます。



のこすか決められます。

- 死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。
  - 死亡保険金は受取人の固有の財産となり、原則遺産分割協議の対象外となります。
- \*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

預貯金・有価証券など

相続人共有の財産として、遺産分割協議が必要

葬儀費用(平均)

約195.7万円

(一財)日本消費者協会「第11回 葬儀についてのアンケート調査」(平成29年)

延納+物納※3申請件数

1,183件

国税庁「相続税の物納申請・処理等の状況」(令和元年度)

※3「延納」とは相続税を現金で納付することが困難な場合に分割で納めることで、「物納」とは延納も困難な場合に現金以外の相続財産で納めることです。

相続発生後、すみやかに使える現金が必要です

② 現金の準備

すみやかに現金を受け取れます。



準備ができます。

- あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができますので、当面の生活費や納税資金などに備えることができます。

預貯金・有価証券など<遺産分割の流れ>



相続税課税対象となる被相続人ひとりあたりの平均納付額

約1,714万円

国税庁「令和元年度における相続税の申告実績の概要」

相続税の課税対象となった被相続人の数

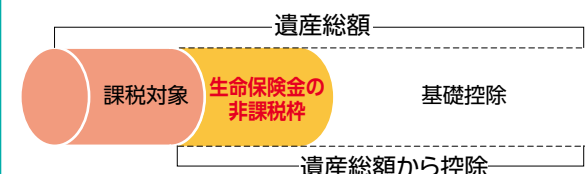
11万5,267人 (平成26年比約2倍)  
<死亡者数の8.3%>

国税庁「令和元年度における相続税の申告実績の概要」

相続財産が多額になるほど相続税の負担は大きくなります

③ 相続財産評価

相続財産評価を引き下げる効果があります。



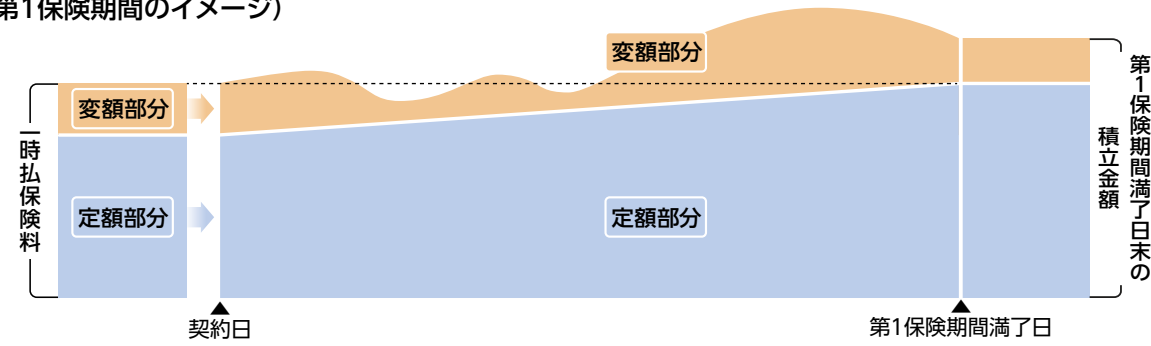
- 契約者=被保険者で、受取人が相続人である場合の死亡保険金は、他の死亡保険金などと合算のうえ、一定額までが非課税となります。

生命保険金の非課税枠(相続税法第12条) 500万円×法定相続人の数

例えば 配偶者とお子さま3人の合計4人が法定相続人の場合、生命保険金の非課税枠は 500万円×4人=2,000万円

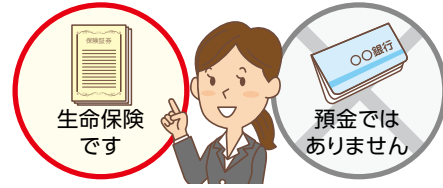
受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。

しくみ図(第1保険期間のイメージ)



**1** この商品は預金ではありません。

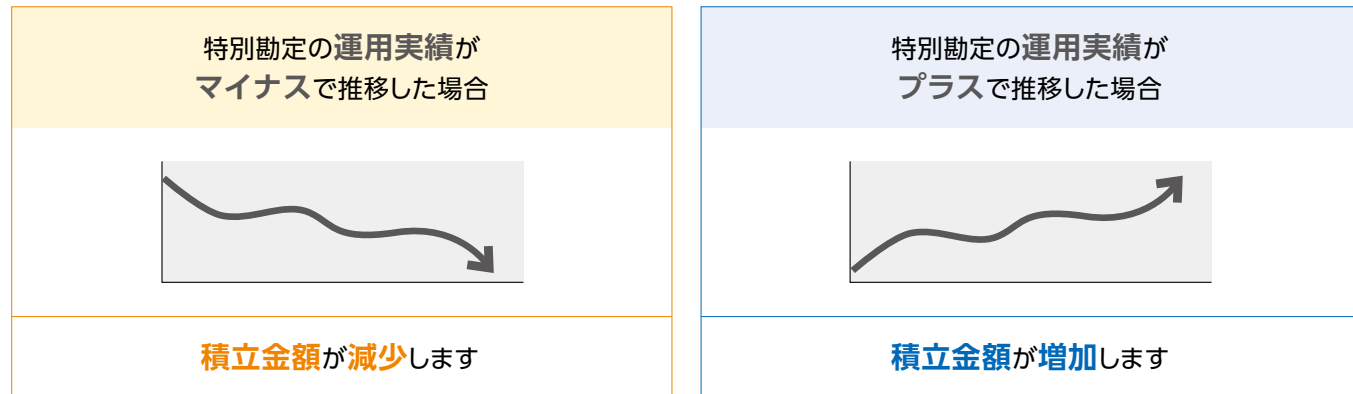
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。



**2** 変額部分の積立金額は増減します。

投資リスク

〈投資リスク(積立金額の増減)イメージ〉



**3** 解約の際、定額部分の価値は増減します。

市場価格調整

〈市場価格調整(定額部分の価値の増減)イメージ〉



\*「市場金利」の水準に基づいて、定額部分の価値の計算に適用する「積立利率」が算出されます。  
\*第2保険期間の積立金額にも、市場価格調整が適用されます。

**4** 解約・減額した場合、解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

2 3 + ! 解約控除

第1保険期間の解約返還金額の例(第1保険期間中にかかる解約控除も加味)

第1保険期間：20年、積立利率：0.6%、一時払保険料：1,000万円

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率10.0%のとき

経過年数	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準(0.6%)	0.5%低下
1年	1,016	885	948	1,016
5年	1,095	983	1,038	1,097
10年	1,234	1,147	1,192	1,239
20年	1,758	1,756	1,756	1,756

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率0.0%のとき

経過年数	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準(0.6%)	0.5%低下
1年	1,005	873	936	1,005
5年	1,026	914	969	1,028
10年	1,054	968	1,012	1,059
20年	1,112	1,110	1,110	1,110

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率-10.0%のとき

経過年数	積立金額(万円)	解約返還金額(万円)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	同水準(0.6%)	0.5%低下
1年	994	862	925	993
5年	980	868	923	982
10年	981	894	939	985
20年	1,013	1,011	1,011	1,011

\*特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を控除した後の数値(年率)を表示しています。  
\*上記の前提条件である、第1保険期間:20年の場合、解約控除率は、経過年数(1年未満)3.5%から(19年以上20年未満)0.2%まで1年ごとに低下していきます。  
\*上表に記載の積立金額および解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日末に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。



## 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動部分	変額部分

## 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウイズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

## 2 この保険の特徴について

- この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行することで、一生にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の変額終身保険です。
- 第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または15年となります。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。
  - (1)定額部分について  
責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、第1保険期間満了日末の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。
  - (2)変額部分について  
特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。
- 第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日における積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回る場合には、基本保険金額が増額されます。
- 積立利率とは、第1保険期間の定額部分の積立金および第2保険期間の積立金に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに設定されます。積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率を差し引きます。▶P19  
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

- 第1保険期間満了日において、将来の死亡保険金のお受取りにかえて、第1保険期間満了日末の積立金額の一括受取および年金受取を選択できます。
- 商品のしくみ図(イメージ)については▶P1・2をご参照ください。

## 3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P16~18

## 4 保障内容について

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は以下のとおりです。

保険期間	死亡保険金額							
第1保険期間	被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい金額							
第2保険期間	被保険者が死亡した日末の基本保険金額*または解約返還金額のいずれか大きい金額 *第1保険期間満了日末の積立金額、および第2保険期間移行日における積立利率などに基づいて計算される金額となります。							
	<契約年齢60歳、女性、第1保険期間満了日末(契約から20年後)の積立金額1,000万円の計算例> <table border="1"><thead><tr><th>移行日の積立利率</th><th>基本保険金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.01%</td><td>1,001万円</td></tr><tr><td>0.25%</td><td>1,021万円</td></tr><tr><td>0.50%</td><td>1,042万円</td></tr></tbody></table> *例示の積立利率は仮定の数値です(0.01%は最低保証積立利率)。	移行日の積立利率	基本保険金額	0.01%	1,001万円	0.25%	1,021万円	0.50%
移行日の積立利率	基本保険金額							
0.01%	1,001万円							
0.25%	1,021万円							
0.50%	1,042万円							

- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶P12

保険期間	死亡保険金額
定額移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

\*定額の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を下回ることがあります。

## 5 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 6 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	200万円 *保険料の払込単位は、1万円です。
	最高	9億円 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円を超えることはできません。
保険期間	終身	
契約年齢 (第1保険期間)	0歳～75歳(第1保険期間20年) 76歳～87歳(第1保険期間15年)	契約日における被保険者の満年齢です。 なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。
第2保険期間中の積立利率保証期間	10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。	
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 (第1保険期間において、定額部分のみ、または変額部分のみの解約は取り扱いません) *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。	
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 *第1保険期間においては、定額部分の積立金額を減額します。
契約者貸付	取り扱いません。	

## 7 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

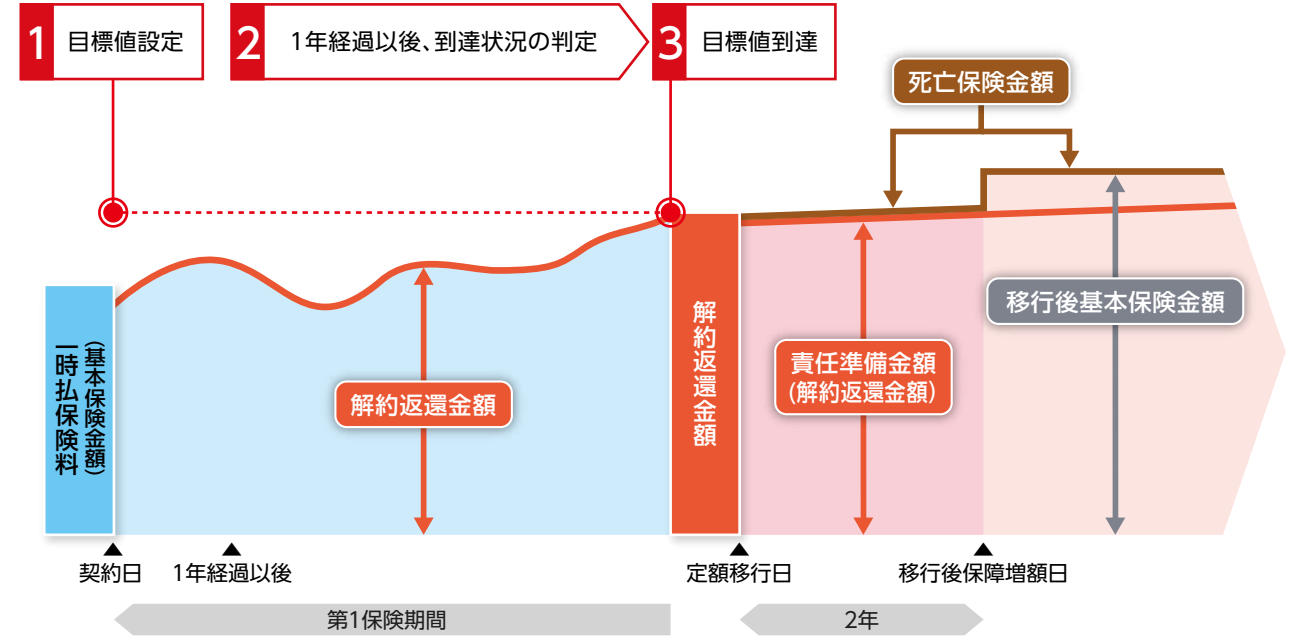
年金支払移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。</li> <li>■ 第2保険期間移行日に付加することで、「第1保険期間満了日末の積立金額」を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます(この場合に限り、被保険者の年齢の制限はありません)。</li> <li>■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。</li> </ul>
死亡給付金等の年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■ 死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■ 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。</li> </ul>
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■ 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■ 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■ 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「ご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>

(「付加できる特約について」のつづき)

目標値到達時 定額終身保険移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2保険期間移行日の2ヵ月前までに限り、付加できます。</li> <li>■ 「一時払保険料(判定基準金額)」に対する「解約返還金額」の割合が目標値に到達した場合、定額の終身保険に移行します。</li> </ul>
----------------------	--

■ 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



\*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けて記載しています。  
\*責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。

### 1 目標値設定

**105%または110～200% (10%きざみ) で目標値を設定します。**

目標金額	一時払保険料 × 目標値
------	--------------

■ 「目標金額」が9億円を超える設定、変更はできません。

\*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

### 2 到達状況の判定

**解約返還金額** が、上記 **1** 「目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間	契約日から1年経過以後*より、第2保険期間移行日の2ヵ月前まで
------	---------------------------------

\*この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

■ 目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

### 3 目標値到達

**運用成果を確定し、自動的に定額の終身保険に移行します。**

■ 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額移行日)に、定額の終身保険に移行します。

■ 移行後基本保険金額は、到達判定日末における解約返還金額をもとに、定額移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。

■ 定額移行日以後の死亡保険金額については **P10** をご参照ください。

■ 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。



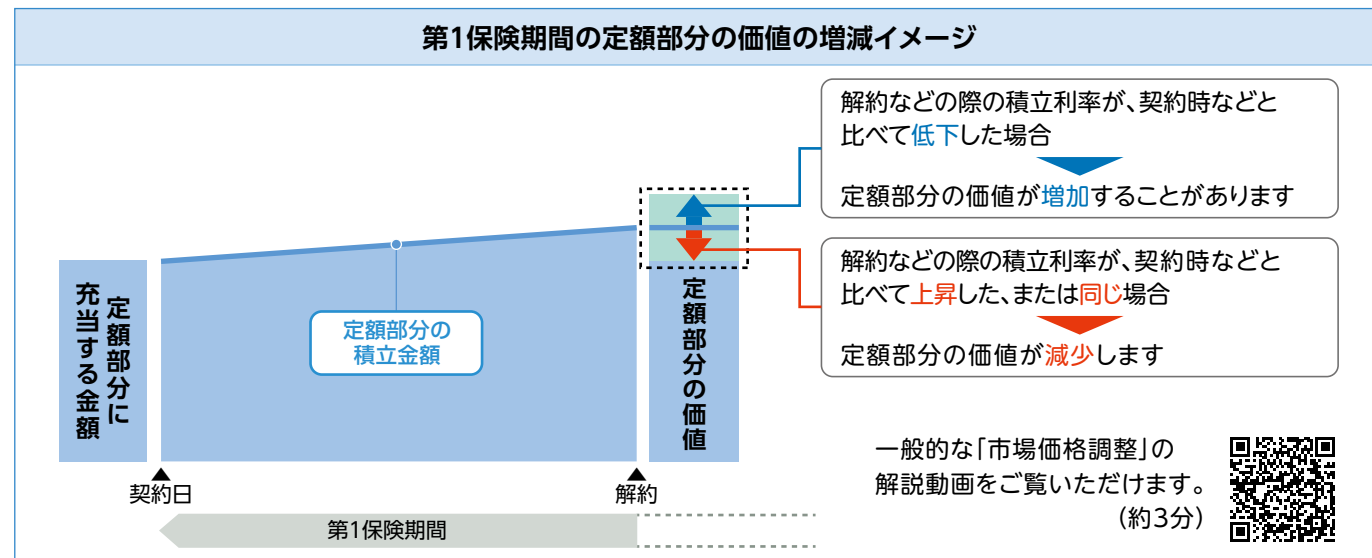
## 解約返還金額について (解約・減額する場合や、目標値に到達して定額の終身保険に移行する場合など)

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約時期	算式
第1保険期間	$\text{解約返還金額} = \left[ \text{定額部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$
第2保険期間	$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$

### 市場価格調整 (第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に適用されます)

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.25\%} \right] \frac{\text{月数}}{12}$$

\*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

\*「解約返還金計算日の積立利率」とは、つぎのとおりとします。

①第1保険期間の場合

解約返還金計算日を責任開始日とし、この保険と同一の第1保険期間が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率

②第2保険期間の場合

解約返還金計算日を第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、その積立利率保証期間に適用される積立利率

\*「月数」とは、つぎのとおりとします。

①第1保険期間の場合

残存月数(第1保険期間の満了日までの残存月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます)に応じてつぎのとおりとします。

・残存月数が120ヵ月以下の場合:残存月数

・残存月数が121ヵ月以上の場合:残存月数×0.6+48ヵ月

②第2保険期間の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

■第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、以後の市場価格調整を行いません。

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

### 解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} (\text{▶P17} \text{ をご参照ください})$$

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は解約控除はかかりません。



- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 第1保険期間の変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称	グローバル運用型WL(円建)
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAMグローバル資産配分戦略ファンド6VA(適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 <b>年率0.22%(税込)</b> の1/365を毎日控除します。
投資方針	国内・先進国・新興国の株式、国内・先進国・新興国の債券、国内・先進国のリートなどを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。



■各資産クラスの詳細については、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産クラス	国/地域	対象資産
国内株式	日本	TOPIX先物
先進国株式	米国	S&P500種指数先物
	欧州	ユーロ・ストックス50指数先物
	英国	FTSE100指数先物
	カナダ	S&Pトント60指数先物
	豪州	ASX/SPI200指数先物
新興国株式	新興国	MSCIエマージング・マーケット・インデックス先物(E-mini先物)
国内債券	日本	日本10年国債先物
先進国債券	米国	米国2年国債先物
		米国5年国債先物
		米国10年国債先物
		米国20年国債先物
	ドイツ	ドイツ2年国債先物
		ドイツ5年国債先物
		ドイツ10年国債先物
	英国	英国10年国債先物
	カナダ	カナダ10年国債先物
	豪州	豪州3年国債先物
豪州10年国債先物		
新興国債券	新興国	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF
国内リート	日本	東証REIT指数
先進国リート	米国	iシェアーズ 米国不動産 ETF

\*外貨建の投資対象については、対円での為替ヘッジを行います。

\*法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。

■変額部分の主な投資リスクはつぎのとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

## 10 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは▶P16・17をご参照ください。

## 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

### 1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

#### すべてのご契約者に負担していただく費用

##### ①第1保険期間中の変額部分における費用

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費</b> ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 <b>2.35%</b>	左記の年率の1/365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
<b>資産運用関係費*</b> 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 <b>0.22% (税込)</b>	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

\*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2021年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

##### ②第1保険期間中の定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

##### ③第2保険期間中における費用

第2保険期間中の積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

▶次ページへ

## 特定のご契約者に負担していただく費用

- ①第1保険期間中にご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

### 解約控除率

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
第1 保険期間	20年	3.5%	3.3%	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%
	15年	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%
経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
第1 保険期間	20年	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.5%	0.4%	0.2%
	15年	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	—	—	—	—	—

\*定額移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

- ②「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

- ③「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)* 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して 最大0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

\*特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2021年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

## 2 ⚠️ この保険のリスクは以下のとおりです

### 第1保険期間の変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- 第1保険期間の変額部分について、国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内リート、先進国リートなどで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

### 解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

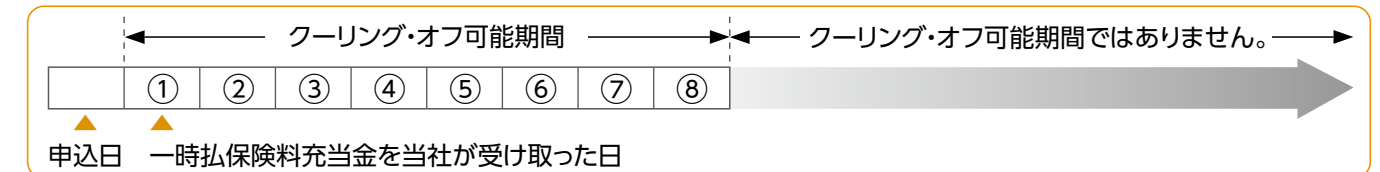
第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整(▶P13・14)をご参照ください)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。



## 4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。  
\*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

## 5 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月に基づき計算する金額となります。
- 第2保険期間へ移行する場合には移行日の積立利率、積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、死亡保険金の支払いおよび保険契約の締結・維持など(第2保険期間中は、保険契約の維持など)に必要な費用の率を差し引いた利率となります。

## 6 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、**第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。**
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

## 7 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

## 8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
  - ①特別勘定の運用実績
  - ②市場価格調整
  - ③解約控除解約返還金額の計算方法などくわしくは▶P13・14をご参照ください。

## 9 目標到達の判定は、積立金額ではなく解約返還金額で行います(「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合)

## 10 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。**
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820  
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

## 12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

## 13 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

## 14 特別勘定群が、「プレミアジャンプ2・終身(円建)」とは異なる商品があります

- 「プレミアジャンプ2・終身(円建)」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が異なる商品をお取り扱いする募集代理店があります。
- くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) またはお客さまサービスセンター (0120-876-126) までご照会ください。

## 15 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) にてお知らせします。また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

## 16 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 17 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## 18 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 19 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2021年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- \*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。
- \*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

### ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
- \*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

#### 生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

### 保険期間中

- 解約・減額および第2保険期間移行日における積立金額の一括受取時の差益に対する課税  
所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。
- 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)×相続税法第12条」が適用されます。

※一時所得の課税対象  
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。